第３２回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

議　題　「裁判所における債務整理手続」

１　開催日時

平成２８年７月１１日（月）午後１時３０分から午後３時３０分まで

２　開催場所

釧路地方裁判所５階第１会議室

３　出席者等

⑴　委員

石井康司，石原誠二，金田剛，齋藤道俊，島信夫，須賀康太郎，登石郁朗，野村宏，穂積貴美子，山下吉己，山田新（５０音順・敬称略）

⑵　裁判所（説明者）

村上奉文（民事首席書記官），千葉肇雄（民事訟廷管理官），北川法文（地方裁判所事務局次長）

⑶　庶務

石田正人（地方裁判所事務局総務課長），新川高広（地方裁判所事務局総務課課長補佐），水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

⑴　新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

⑵　委員長代理の指名

中川委員長代理が転出したため，登石委員長が，須賀委員を委員長代理に指名した。

⑶　裁判所からの説明等

特定調停，自己破産及び個人再生の手続案内用ＤＶＤを視聴し，裁判所から，

裁判所における債務整理の手続案内の流れについて説明を行い，ＤＶＤ及び説明に対する質疑応答が行われた（質疑応答の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

質疑応答終了後，裁判所から，平成１８年以降における裁判所での債務整理手続に関する申立事件数の推移，申立事件数が減少傾向にあることの背景及び債務整理手続について自治体などの外部機関との連携の在り方について説明を行い，意見交換が行われた（意見交換の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

⑷　次回開催日時及び議題

平成２９年２月２２日（水）午後１時３０分から午後３時３０分まで

議題　障害者差別解消法の取組について

（家庭裁判所委員会と合同開催）

（別　紙）

発言要旨

1　質疑応答

委　員：　特定調停では，調停を成立させるためには，債務者が債務を３年で弁済することが基本になっていると思われるが，厳格に３年としているのか，それとも４年，５年と幅を持たせているのか。

説明者：　特定調停において，弁済期間を３年とする法律上の根拠はなく，必ずしも３年としなければならないものではない。多くの債権者が合意できる期間が３年であることから３年としているのであって，調停を成立させるための一つの目安となっている。

また，債務者が支払うことができる金額から見て，３年では弁済できないが，もう少し期間があれば確実に弁済が可能であると見込まれる場合などには，弁済期間を３年以上として，調停を進めることもある。

委　員：　債務総額から見て，債務者が債務を５年で弁済することが可能であれば，任意整理を行っていた。債権者も，債務者が裁判所の債務整理手続を利用せず，任意整理をする場合には，弁済期間が５年なら応じていると感じる。

説明者：　債権者の中には，以前は完済までの将来利息を求めてきたり，弁済総額の減額になかなか応じない業者もいたが，最近は，業者によって違いはあるが，調停委員の努力の結果，将来利息や弁済総額の減額に，徐々に応じてくるようになってきたと感じている。

委　員：　特定調停において，調停に代わる決定は，どのような場合に行われるのか。

説明者：　例えば，弁済総額についてわずかな差で合意が成立しない場合や債権者が複数いる場合で，その中の１社の主張どおりでは債権者間の均衡が取れない場合及びその中の１社が合意できないために調停が成立せず，その結果，債務者の再生ができなくなってしまう場合などに，裁判所が

調停委員の意見を聴き，調停に代わる決定を行うことがある。

調停に代わる決定は，２週間以内に不服申立てがなされなければ確定する。

委　員：　債務整理手続では，「多重債務者」という言葉がよく使われることから，複数の業者から借金をしていなければ利用できないというイメージがあるが，業者が１社でも利用できるのか。

説明者：　複数の業者から借金をしている人が多いことから，「多重債務者」という言葉がよく使われている。業者が２社以上でなければならないということはない。

委　員：　特定調停の申立件数というのは，申立人の数なのか。

説明者：　相手方の数で計上している。申立人が１人でも，例えば，相手方である業者が１０社あれば，「１０件」と計上される。

委　員：　任意整理と特定調停は，似ているところがあると思うが，任意整理がよく行われていて，特定調停が余り利用されていないのは，制度上の問題か，それとも知名度やアピールの問題か。

説明者：　借金を抱えていて，何とかしたいと思っている多重債務者がいなくなったわけではないと思うので，なぜ裁判所の手続を利用する方が少ないのか，裁判所として考慮すべき点について，広報の点からもこの機会に御意見を伺いたい。

委　員：　任意整理と特定調停は似ていると思う。弁護士費用は，債権者１社あたりで金額が決まっていることが多いが，家族の協力などを得て弁護士費用を用意できる債務者は，任意整理を行う。弁護士費用すら用意できない債務者は，費用が余りかからない特定調停をすることになる。

また，自己破産や個人再生は，手続が難しいため債務者が自分だけで利用することは難しいとされてきたが，現在は法テラスがあり，法テラスが立て替えるから費用がかからなくなってきている。

このような状況が，裁判所の手続を利用する方が減っていることに影

響を及ぼしていると思う。

委　員：　債務整理をする際の弁護士費用や司法書士費用は，どれぐらいかかるのか。

説明者：　弁護士費用や司法書士費用については，裁判所では把握していない。また，それらの費用や申立てにかかる費用などを裁判所が立て替えることもない。

ただし，法テラスで，申立てにかかる費用を立て替えた場合，債務者は，法テラスの返済基準に従って返済していくことになるが，生活保護受給者は，返済免除となる。生活保護受給者でなくても，無利子，かつ，分割払いで返済することができる。

委　員：　弁護士費用については，明確な基準はなく，債権者の数，案件が容易か困難かで上下するが，法テラスを利用すると，自己破産であればおおよそ２０万円前後だと思う。

一定の収入がある方など法テラスを利用できない場合は，自己破産であれば２５万円前後，個人再生であれば３０万円前後というところではないか。

２　意見交換

委員長：　ここ数年，裁判所における債務整理手続の利用件数は，減少傾向にある。減少の背景には，多重債務者の減少があるのではないかとも考えているが，委員の皆様のそれぞれの御立場において感じられているところと合致しているか，あるいは，他に要因が考えられるのかについて御意見を伺いたい。

周りで，債務整理手続の利用を考えているというような話を聞いたり，あるいは具体的に相談を受けた御経験はないか。

委　員：　職務上，住宅ローンを扱っているため，具体的に話をした経験がある。債権者も，昔ほど厳しくなくなってきており，一対一で相対して話し合うことで解決することを目指し，弁護士に相談したり，裁判所に行かな

いで済ませようとすることが多くなっている。

債務者から見ると，債権者との関係を考え，また，弁護士に相談したり，裁判所の手続を利用すると，期間がかかり，期間が長くなればそれだけ費用もかかることになる。

債権者としても，相対して話し合い，早く解決したいと考えているため，基準のようなものはないが，元金と通常利息の弁済が確保されるのであれば，多少弁済期間が長くなっても話合いに応じる。そういう意味では，かつてより貸し付ける側が弱くなったのではないかと感じる。

一般的な話として，過去の貸付けについては，過払金の話が出てくることがあり，これにより話合いが長引く場合は，「債権債務なし」として解決することがある。

委員長：　自治体では，窓口に相談に来る方がいるか，相談に来た方にどのような対応を行うのか，また，相談先を案内することがあるのか伺いたい。

委　員：　釧路市では，債務がある方のみを対象とした相談はないが，弁護士会にお願いして，無料法律相談を開いている。１件の相談時間は２０分程度とし，具体的な相談の中身は教えてもらえない部分があるが，金銭関係の相談は，年間１０件から１５件程度あるという統計は取れている。

委員長：　２０分間相談しても，問題が解決しない場合，相談者はその後どうしていると考えられるか。

委　員：　その時に相談を受けた弁護士がそのまま相談を受けていると推測されるが，法テラスが主催する無料法律相談の方が，釧路市が主催する回数より多いので，法テラスに行く方も多いと担当者から聞いている。

債務者がいなくなることはないと思うが，これまでに裁判所，弁護士及び司法書士などが多くの問題を解決し，いろいろなことを市民に伝えてきたことにより，裁判所へ行く方の減少に繋がったのではないかと思う。

委員長：　弁護士の委員は，どのように感じられているか。

委　員：　私が弁護士になりたてのころは，貸金業者の取立ても厳しかったが，２００６年の貸金業の規制等に関する法律の改正による影響が大きかったと思う。この改正により２０１０年までに段階的にいわゆるグレーゾーン金利がなくなり，現在では，利息制限法で引直し計算をする必要がないため，専門家に依頼するメリットが余りないように思う。

また，年収の３分の２までしか貸し付けることができない総量規制も大きな影響があったと思う。

一方で，私のところに来る相談のうち４件か５件に１件の割合で多重債務の相談が来ている。

委　員：　以前の特定調停では，過払金の返還も含めて話合いをすることがあったが，現在は，本当に返済に困っている人が多い。そのため，債権者から見てあまり特定調停に応じるメリットがなくなってきていると思う。

また，最初から自己破産を申し立てる債務者も増えていると思う。

委員長：　特定調停の対象となるような債務者が減っているということか。

委　員：　特定調停において債権者と交渉して，新たな弁済方法について合意しても半年後には払えなくなっている債務者がいる。今は，以前のようにそれほど借金がない状態で相談するのではなく，借金が多い状態でどうしようもなくなっている債務者が多い。

委員長：　裁判所では，特定調停に対する需要はあるが，広報活動などの面で不足があり，その需要を取り込むことができていないのではないかという問題意識がある。この点についてどう思われるか。

委　員：　そのような問題もあるのかもしれないが，これまでの法改正や過払金の返還などにより，多重債務者の問題が解決し，多重債務者が減ったのではないか。一定程度の多重債務者はいるが，もし過払金の返還請求ができない場合は，特定調停ではなく自己破産をしているのではないか。

委員長：　裁判官の委員は，どのように考えているか。

委　員：　他の委員のお話にあったとおり，かつては，貸金業者がかなり高い利

息で貸付けを行ったため，債務者の借金が膨れ上がったという時代があったが，その後，利息が高かった分について，過払金の返還請求が多く行われた。その頃は，債務整理に特定調停が利用されている面があったが，法改正により貸金業者に対する規制が強化されたことで，過払金返還請求が減少し，また，貸金業者もたくさん貸し付けることができなくなった。

その結果，多重債務者が減少し，総じて特定調停の申立件数の減少につながっていると思う。

委員長：　特定調停ほどではないが，自己破産や個人再生も申立件数が減少しているが，これについてはどのように思われるか。

委　員：　特定調停と同じ理由であると思う。

委員長：　そうなると申立件数の減少は，裁判所の広報活動の問題というよりも，多重債務者の減少という，もっと根本的なところにあると言えるのか。

委　員：　特定調停の申立件数がこれほど減少したのは，法改正などによる影響だけではないと推測している。

具体的に言うと，最近，過払金の関係で弁護士事務所などがテレビコマーシャルをしており，債務で困った方は，最初の受け皿として特定調停ではなく，このコマーシャルを見て弁護士や司法書士の無料相談へ行っているのではないか。

任意整理を行う弁護士がわざわざ特定調停の申立てをすることは，余りないと考えられることから，ここまで極端に特定調停が減少したのではないかと思う。

だからといって，裁判所が競い合うように同様の広報活動をする必要はないと思う。

委　員：　私が所属する新聞社のデータベースには３０年分の記事のデータがあり，「裁判所」と「債務整理」で検索したところ５０件弱がヒットしたが，そのうち裁判所として債務整理をＰＲしているのは，私が確認した

限りでは１件だけであった。

その記事は，裁判所で市民講座を行ったものについてであったが，このような市民講座を債務者に限らず，一般市民も対象に行い，これに参加して知識を得た方々に広めていってもらうような活動がもっと必要なのではないかと思う。

また，裁判所が配布している特定調停についてのパンフレットを見ると，お役所言葉というか，一般市民には分かりにくい言葉があるので，改訂が必要だと思う。

裁判所には，もう少し広報に力を向けてほしいと思う。

委　員：　今後，過払金の返還請求は，先細りになっていくと考えられ，テレビコマーシャルのようなものは少なくなり，弁護士や司法書士があまり積極的でなくなる可能性がある。

その時には，法的な手続である裁判所の債務整理手続が必要になると考えられることから，「弁護士や司法書士のところへ行けない場合は，裁判所へ行けば良い。」といったような，基礎的な広報はしておく必要があるのではないか。

委員長：　検察庁ではどのような広報活動をしているのか。

委　員：　検察庁では，裁判員制度についての広報活動を行っているが，検察庁に関係する広報活動は，基本的に警察で行うことが多い。

委員長：　今日は，債務整理手続についてのＤＶＤを見ていただき，パンフレットもお配りしているが，これらについて何か御意見はないか。

委　員：　弁護士会では，ホームページを作成したり，弁護士への相談についてのポスターやパンフレットをいろいろなところに掲示の依頼をするなどしている。

委　員：　一般市民としては，テレビコマーシャルを見たら，そこに電話してみようかと思う。

しかし，電話しても問題の一部しか解決できず，全ての問題を解決す

るには，地元の弁護士に相談した方が良い場合もあるということであれば，一般市民としては，最初に相談したいと思う場所は，市役所ではないかと思う。市役所に，「どこに相談すればよいのか。」と尋ねた時に，「借金については，法テラスや裁判所に相談へ行けばよい。」と言ってもらえるとありがたい。

委　員：　釧路市としても，市民の相談にお答えできるようにしたいと思っており，すべての職員がどこに相談すればよいかについての知識を持っているようにしたいと考えている。

委　員：　一般市民が借金をしたときに相談に行くところとして，私が思い浮かんだのは，法テラス，消費者協会及び民間団体で，裁判所は思い浮かばなかった。

説明者：　法テラスの相談件数は年々増加していると伺っている。裁判所へ申立てをしなくても解決したという事例も多いとは思うが，この増加率と裁判所への申立件数とは，連動していない。

裁判所を知らない方は少ないと思うので，連動して債務整理手続ができるところとして，裁判所がすぐに思い浮かばないことは問題だと思っている。

裁判所は，もっと利用されるような存在にならなければならないと考えており，先ほど御指摘があったパンフレットの言葉遣いなど検討していく必要があると思う。

委員の皆様には，裁判所として考慮すべき点について，この機会にさらに御意見をいただきたい。

委員長：　債務整理について相談する場所として裁判所が思い浮かばないという点について，他に御意見をお持ちの方はいないか。

委　員：　裁判所は，「相談する。」というよりも，どちらかというと，「呼び出される。」というイメージがある。

私が初めて地方裁判所委員会に出席した際，妻に，「今日，裁判所へ

行ってくる。」と伝えたところ，妻から，「何をしたの。」と言われた。

テレビなどの報道を見ても，一般市民が相談に来るというイメージがないのではないか。

委員長：　裁判所は，本来的には裁判をするところであり，相談にいらっしゃっても，すべての相談に応じられない場合もあるが，裁判所としては，裁判所をもっと利用してもらうために何かしなければならないと考えており，「こうすればよいのではないか。」という御意見があれば，是非いただきたい。

委　員：　「裁判所ではこういうことをやっている。」という周知をもっとする必要があると思う。

委　員：　パンフレットは，コンパクトにまとまっており，手続について知る上では，すごく分かりやすいと思う。しかし，どこまで記載できるかは分からないが，実際に困っている方の声というか，例えば，「このように解決した。」とか，「このようなところが大変で，これぐらいの期間で解決した。」などといった事例や，個人的な解決方法などについて，もう少し記載があれば利用しやすくなるのではないか。

手続だけでなく，実際に自分の身に降りかかった時に，どうすればよいのかという要素が少し弱いと思う。

委員長：　ＤＶＤを見ていただいたが，それについて御意見はないか。

委　員：　パンフレットと同じく，手続については分かりやすいが，果たしてＤＶＤを見た後に，実際に相談をして申立てをした場合に，どれぐらいの期間がかかって，どれぐらいの手間がかかって解決できるのかなどが分かりにくいと思う。

委　員：　「裁判所へ来る。」というのは敷居が高く，「裁判所は，最後に来るところ」というイメージがあると思う。実際に困った人が，最初に考えるのは，「弁護士のところに行って相談する。」ということではないだろうか。

また，最近はインターネットがあるので，裁判所のホームページの中でもう少し分かりやすく説明するとか，体験を動画で入れるなどという方法もあるのではないか。

委　員：　裁判所で配布している特定調停，自己破産及び個人再生のパンフレットを見ると，それらを全く知らない方にとっては，すぐには分からないのではないか。

そこで，裁判所の手続だけに限らず，債務超過で困っている方がどうすればよいのかが分かる，債務整理の全体像を明らかにするものを作った方が良いのではないか。その上で，近くにそれぞれの手続についてのパンフレットを置けば，パンフレットの一つ一つは，手続が分かりやすく説明されているので，詳しく知ることができるのではないか。

また，困った方が相談に行く行政機関である自治体の職員も裁判所の手続を知っているとは限らないので，先ほど見たＤＶＤを自治体の職員に見せに行って，理解してもらい，自治体の職員が相談を受けた時に，「そういう時は，裁判所に行けばよい。」と，言ってもらえるようにするような広報を行っても良いのではないか。

委　員：　自治体としては，市民のためになることであれば何でも行いたいと考えており，裁判所が市民にお伝えしたいと思っていることがあれば，これに限らずやってみたいと思っている。

先ほどのＤＶＤを職員が見れば，窓口での対応も変わると思うので，協力していきたいと思う。

委員長：　報道機関に所属されている委員は，何か御意見はないか。

委　員：　別のテーマでも構わないので，裁判所で市民講座のようなものはやっているのか。

説明者：　別のテーマではやっている。例えば，家庭裁判所における成年後見制度についてや，簡易裁判所における交通事故を題材とした調停手続についてなどがある。

委　員：　そのような講座やイベントを行っているのであれば，マスコミに報道してもらうことを，もう少し積極的に行った方が良いのではないか。

委　員：　弁護士会での債務整理の相談件数について紹介すると，総相談件数が平成１８年度から平成２２年度までは年々減少していたが，平成２３年度に増加に転じた。

これは，平成２３年１０月から夜間クレサラ相談が開始されたからであり，仕事をしている方など，「夜間に相談したい。」というニーズがあることが分かる。

夜間クレサラ相談は，釧路，帯広及び北見で，午後６時３０分から午後７時３０分まで行っているが，それなりの相談件数があり，弁護士会でも，地元の相談窓口になっていると考えている。

なお，日中は，釧路，帯広，北見，網走及び根室の釧路弁護士会法律相談センターで相談を受けているが，ここでの相談件数は減少しており，その減少分が夜間クレサラ相談の件数になっていると言える。

以　上